

表 1 天皇年令の掲載状況（神武～応神天皇）

※1 記載形式：年数（西暦）天皇年令。㊦：即位前の記事。 ※2 ゴシック体：『日本書紀』に掲載されている場合。
 ※3 明朝体：他の記事により推定して記述。

天皇	区分	誕生	皇太子	即位	崩御
神武	即位前		即位前37(前697) 15		
	即位後		遠征：即位前7(前667) 45	神武元年(前660)	神武76年(前585)127 ㊦：神武76年(前585)綏靖48
2 綏靖	神武		神武42(前619)－		
	綏靖	㊦：神武崩御：神武76(前585)48	神武76(前585)48	綏靖元年(前581)	綏靖33(前549)84 ㊦：綏靖33(前549)－
3 安寧	綏靖		綏靖25(前557)－		
	安寧	㊦：綏靖25(前557)21	綏靖25(前557)21	綏靖33年(前549)	安寧38(前511)57 ㊦：安寧38(前511)－
4 懿德	安寧		安寧11(前538)－		
	懿德	㊦：安寧11(前538)16	安寧11(前538)16	懿德元年(前510)	懿德34(前477)－ ㊦：懿德34(前477)－
5 孝昭	懿德		懿德22(前489)18		
	孝昭	㊦：懿德22(前489)－	懿德22(前489)－	孝昭元年(前475)	孝昭83(前393)－ ㊦：孝昭83(前393)－
6 孝安	孝昭		孝昭68(前408)20		
	孝安	㊦：孝昭68(前408)－	孝昭68(前408)－	孝安元年(前392)	孝安102(前291)－ ㊦：孝安102(前291)－
7 孝靈	孝安		孝安76(前317)26		
	孝靈	㊦：孝安76(前317)－	孝安76(前317)－	孝靈元年(前290)	孝靈76(前215)－ ㊦：孝靈76(前215)－
8 孝元	孝元		孝靈36(前255)－		
	孝元	㊦：孝靈36(前255)19	孝靈36(前255)19	孝元元年(前214)	孝元57(前158)－ ㊦：孝元57(前158)－
9 開化	孝元		孝元22(前193)16		
	開化	㊦：孝元22(前193)16	孝元22(前193)16	孝元57年(前158)	開化60(前98)115 ㊦：開化60(前98)－
10 崇神	崇神		開化28(前180)19		
	崇神	㊦：開化28(前180)19	開化28(前180)19	崇神元年(前97)	崇神68(前30)120 ㊦：崇神68(前30)－
11 垂仁	崇神		崇神48(前50)－		
	垂仁	㊦：崇神29(前69)	崇神48(前50)24	垂仁元年(前29)	垂仁99(70)140 ㊦：垂仁99(70)－
12 景行	垂仁		垂仁37(8)－		
	景行	㊦：垂仁37(8)21	垂仁37(8)21	景行元年(71)	景行60(130)106 ㊦：景行60(130)－
13 成務	日本武尊		景行27(97)16		
	成務	㊦：景行51(121)24, 29	景行51(121)24, 29	成務元年(131)	成務60(190)107 ㊦：成務60(190)－
14 仲哀	成務		成務48(178)－		
	仲哀	㊦：成務48(178)31	成務48(178)31	仲哀元年(192)	仲哀9(200)52 ㊦：仲哀9(200)－
15 応神	神功皇后		仲哀2(93)－		
	撰政	㊦：仲哀2(93)－	仲哀2(93)－	神功撰政元年(201)	撰政69(269)100 ㊦：撰政69(269)100
15 応神	撰政	㊦：仲哀9(200)	撰政3(203)－		
	応神	㊦：仲哀9(200)	撰政3(203)3	応神元年(270)	応神41(310)110 ㊦：応神41(310)－

表 2 皇太子時年及び崩御時年による誕生日

※1 記載形式：年数（西暦）天皇年令。 ※2 ㊦：即位前記事。

天皇	区分	誕生日	皇太子時年 → 誕生日	崩御時年 → 誕生日	ズレ
神武	即位前		即位前37(前697) 15		
	即位後		遠征：即位前7(前667) 45 → 即位前51年(前711)	神武76(前585)127 → 即位前51年(前711)	
2 綏靖	綏靖		神武42(前619)－	㊦：神武76(前585)綏靖48	
	安寧	㊦：神武崩御：神武76(前585)48 → 神武29(前632)	神武76(前585)48 → 神武29(前632)	綏靖33(前549)84 → 神武29(前632)	
3 安寧	綏靖		綏靖25(前557)－	㊦：綏靖33(前549)－	
	安寧	㊦：綏靖25(前557)21 → 綏靖5(前577)	綏靖25(前557)21 → 綏靖5(前577)	安寧38(前511)57 → 綏靖15(前567)	10年
4 懿德	安寧		安寧11(前538)－	懿德34(前477)－	
	懿德	㊦：安寧11(前538)16 → 綏靖29(前553)	安寧11(前538)16 → 綏靖29(前553)	懿德34(前477)－	
5 孝昭	孝昭		懿德22(前489)18 → 懿德5(前506)	㊦：懿德34(前477)－	
	孝安	㊦：懿德22(前489)－	懿德22(前489)－	孝昭83(前393)－ ㊦：孝昭83(前393)－	
6 孝安	孝安		孝昭68(前408)20 → 孝昭49(前427)	孝安102(前291)－ ㊦：孝安102(前291)－	
	孝靈	㊦：孝昭68(前408)－	孝昭68(前408)－	孝安102(前291)－	
7 孝靈	孝靈		孝安76(前317)26 → 孝安51(前342)	孝靈76(前215)－ ㊦：孝靈76(前215)－	
	孝元	㊦：孝安76(前317)－	孝安76(前317)－	孝靈76(前215)－	
8 孝元	孝元		孝靈36(前255)－	孝元57(前158)－	
	開化	㊦：孝靈36(前255)19 → 孝靈18(前273)	孝靈36(前255)19 → 孝靈18(前273)	孝元57(前158)－ ㊦：孝元57(前158)－	
9 開化	孝元		孝元22(前193)16 → 孝元7(前208)	開化60(前98)115 → 孝元3(前212)	4年
	崇神	㊦：孝元22(前193)16 → 孝元7(前208)	孝元22(前193)16 → 孝元7(前208)	開化60(前98)115 → 孝元3(前212)	
10 崇神	崇神		開化28(前180)19 → 開化10(前148)	㊦：開化60(前98)－	
	崇神	㊦：開化28(前180)19 → 開化10(前148)	開化28(前180)19 → 開化10(前148)	崇神68(前30)120 → 開化9(前149)	1年

11	垂仁	垂仁		◎崇神68(前30)－		
		崇神	崇神48(前50)－			
		垂仁	◎崇神29(前69)	◎崇神48(前50)24 → 崇神25(前73)	垂仁99(70)140 → 崇神29(前70)	
12	景行	景行		◎垂仁99(70)－	1、3、4年	
		垂仁	垂仁37(8)－			
		景行	◎垂仁37(8)21 → 垂仁17(前13)	景行60(130)106 → 垂仁54(25)	37年	
13	成務	成務		◎景行60(130)－		
		日本武尊	景行	景行27(97)16 → 景行12(82)	景行40(110)30 → 景行11(81)	1年
		成務	景行	景行51(121)24 → 景行28(98) 景行51(121)29 → 景行23(93)	景行43(113)30)	
14	仲哀	成務	成務48(178)－	◎成務60(190)－		
		仲哀	◎成務48(178)31 → 成務18(148)	仲哀9(200)52 → 成務19(149)	1年	
		攝政		◎仲哀9(200)－		
15	応神	神功皇后	仲哀2(93)－			
		仲哀	◎仲哀2(93)－	攝政69(269)100 → 成務40(170)	－	
		應神	◎仲哀9(200)	攝政3(203)3 → 攝政1(201)	◎攝政69(269)100 → 成務40(170)	
15	仁徳	仁徳	◎仲哀9(200)	◎攝政3(203)3 → 攝政1(201)	◎攝政69(269)100 → 成務40(170)	
		仁徳	◎仲哀9(200)	◎攝政3(203)3 → 攝政1(201)	◎攝政69(269)100 → 成務40(170)	
		仁徳	◎仲哀9(200)	◎攝政3(203)3 → 攝政1(201)	◎攝政69(269)100 → 成務40(170)	

表3 天皇年令の個別調査結果（初代神武～15代応神天皇）

天皇	内 容			
神武	●崩御年令 ・神武76年（127歳）は、太子の神武即位前37年（15歳）、遠征出発時の神武即位前7年（45歳）と整合が取れている。			
2 綏靖	●神武崩御から綏靖即位の間に3年の空白がある。 ・神武の崩御は神武76年（前585年）、綏靖の即位は綏靖元年（前581年）である。3年の空白の理由は不明である。 ●崩御年令 綏靖33年（84歳）は、神武崩御の時48歳と整合が取れている。			
3 安寧	●誕生年に10年のズレがある。 ・皇太子時記事（綏靖25年、21歳）から誕生年は綏靖5年である。 ・崩御時記事（安寧38年、57歳）から誕生年は綏靖15年である。 ・故に、皇太子時記事・崩御時記事から産出した誕生年に10年のズレがある。 ●疑問 ・即位年は、「綏靖天皇崩御（綏靖33（前549）年、同年安寧天皇即位）」とされている。 ・安寧天皇崩御時記事（安寧38年、57歳）から皇太子時年令21歳として皇太子時年を算出すると 安寧2年（前547年）である。 ・これは即位（綏靖33年、前549年）後に皇太子となったことになり、あり得ないことである。			
4 懿徳	●崩御時年令 ・崩御時記事（懿徳34年）には崩御年令の記述なし。 ・皇太子時記事（安寧11年、16歳）・崩御時記事から崩御時年令は77歳である。			
5 孝昭	●崩御時年令 ・崩御時記事（孝昭83年）には崩御時年令の記述なし。 ・皇太子時記事（懿徳22年、18歳）・崩御時記事から崩御時年令は114歳である。 ●1年の空白 ・懿徳天皇を崩御の翌年於岐傍山南織沙谿上陵に葬してから、翌年即位している、1年空白の理由は不明である。			
6 孝安	●崩御時年令 ・崩御時記事（孝安102年）には崩御年令の記述なし。 ・皇太子時記事（孝昭68年、20歳）・崩御時記事から崩御時年令は137歳である。			
7 孝霊	●崩御時年令 ・崩御時記事（孝霊76年）には崩御年令の記述なし。 ・皇太子時記事（孝安76年、26歳）・崩御時記事から崩御時年令は128歳である。			
8 孝元	●崩御時年令 ・崩御時記事（孝元57年）には崩御年令の記述なし。 ・皇太子時記事（孝霊36年、19歳）・崩御時記事から崩御時年令は116歳である。			
9 開化	●誕生年に1年のズレがある。 ・皇太子時年（孝元22年、16歳）から誕生年は孝元7年である。 ・崩御時年（開化60年、115歳）から誕生年は孝元3年である。 ・誕生年には4年のズレが生じているが、その理由は不明である。			
10 崇神	●誕生年に1年のズレがある。 ・皇太子時年（開化28年、16歳）から誕生年は開化10年である。 ・崩御時年（崇神68年、120歳）から誕生年は開化9年である。 ・誕生年には1年のズレが生じているが、その理由は不明である。			
11 垂仁	●誕生年に1～4年のズレがある。 ・垂仁即位前紀に誕生年（崇神29年）が掲載されている。 ・皇太子時年（崇神48年、24歳）から誕生年は崇神25年である。 ・崩御時年（垂仁99年、140歳）から誕生年は崇神28年である。 ・誕生年には、1～4年ズレが生じているが、その理由は不明である。 ●皇太子時年令 崇神紀に崇神天皇が垂仁天皇を皇太子（崇神48年）とした理由が掲載されているが、年令は掲載されていない。垂仁即位前紀に「廿四歳、因夢詳以立太子」と24歳の時、崇神紀で皇太子となった理由が簡略に記述されているので、皇太子時年は「崇神48年、24歳」である。 ●崩御記事 ・「九十九年秋七月戊午朔 天皇崩於纒向宮 時年百四十歳」の「戊午朔」は、暦法上垂仁99年に「戊午朔」とする月は存在しない。7月は「己巳朔」である。 ・戊午朔とする「崩御年・皇太子時年・誕生年」は次のとおりと推定される。			
	区 分	崩御年令140歳として	皇太子時年24歳として	誕生年

		1	垂仁92年(63年)2月戊午朔	垂仁97年(68年)	景行 3年(73年)
		2	垂仁97年(68年)5月戊午朔	崇神49年(前49年)	崇神54年(前44年)
		3	景行3年(73年)閏6月戊午朔	崇神26年(前72年)	崇神31年(前67年)
	記事	垂仁紀 景行即位前紀	垂仁99年(70年) 7月 戊午朔 " 2月 戊寅朔	崇神51年(前47年)	崇神28年(前70年)
12	景行	<ul style="list-style-type: none"> ●誕生年には37年のズレがある。 ●皇太子時記事(垂仁37年、21歳)から算出した誕生年は垂仁17年である。 ●崩御時記事(景行60年、106歳)から算出した誕生年は垂仁54年である。 ●誕生年には、37年のズレが生じているが、その理由は不明である。 ●疑問 ●皇太子時年は「垂仁紀」:(垂仁) 三十七年春正月戊寅朔 立大足彦尊 爲皇太子 【景行即位前紀】:活目入彦五十狹茅天皇三十七年 立爲皇太子【時年二十一】、(日本古典文学全集『日本書紀』①、328・340頁)と掲載されている。 ●崩御時記事からの誕生年は「垂仁54年」である。これは皇太子時年(垂仁37年)以降に誕生したことになり、あり得ないことである。 			
	日本武尊	<ul style="list-style-type: none"> ●誕生年には1年のズレがある。 ●皇太子時記事(景行27年、16歳)から誕生年を算出すると「景行12年」である。 ●崩御時記事(景行40年、30歳)から誕生年を算出すると「景行11年」である。 ●崩御年 ●崩御時記事(30歳)・皇太子時記事から算出すると、崩御年は「景行41年」である。 ●通説では、崩御が景行43年・30歳(又は32歳)としている。 ●景行四十年条 秋七月己未朔戊戌 …… 冬十月壬子朔癸丑 日本武尊發路之 …… 是歲 日本武尊 初至駿河 ……上総→日高見国→常陸国→甲斐国……尾張 日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏女宮寶媛 而淹留隙月→伊勢(尾津)→能褒野 既而崩于能褒野 時年卅 (日本古典文学全集『日本書紀』①、369~374~384頁) ●日本武尊は、景行40年10月に出發して、駿河・日高見国・甲斐国を巡り尾張に還り、その後伊勢の尾津から能褒野に到って崩御された。年令は30歳としている。 ●「崩于能褒野 時年卅」以降の文 天皇聞之 寝不安席 食不甘味 晝夜啜咽 泣悲擗擗 …… 故時人 號是三陵 曰白鳥陵、然遂高翔上天 徒葬衣冠 因欲錄功名 即定武部也 是歲也 天皇踐祚四十三年焉 (日本古典文学全集『日本書紀』①、384~386頁) ●その後、景行天皇は日本武尊をいたみ、3箇所に白鳥陵(伊勢国 能褒野陵、倭 琴彈原、河内 舊市邑)を造成し、それを管理するため武部を定めたと述べている。 ●それ故、崩御してから陵及び維持管理の制度が整った歳を是年とし、「景行天皇が踐祚して43年目」であると解釈する。 ●皇太子時記事(景行27年、16歳)・崩御年令30歳から算出すると、崩御年は景行41年である。 ●皇太子時記事(景行27年、16歳)・崩御40年から算出すると、崩御年令は29歳である。 			
13	成務	<ul style="list-style-type: none"> ●皇太子記事「成務天皇即位前紀」と「景行紀」と異なる時期の皇太子記事が掲載されており、その掲載記事は次のとおりである。また、景行紀には皇太子時年令が掲載されていない。 ●景行紀:(景行五十一年) 秋八月己酉朔壬子 立稚足彦尊 爲皇太子 ●成務即位前紀:大足彦天皇(景行) 四十六年 立爲太子 年二十四 (日本古典文学全集『日本書紀』①、386・384頁) ●景行紀の皇太子時年令は成務即位前紀の年令から5年延長した29歳とすると、景行46年の皇太子時年で算出した誕生年・崩御年と一致する。即ち、何らかの理由で成務即位前紀を皇太子時 年を5年遡らせ、皇太子時年令を24歳としたとも考えら得る。 ●それ故、24歳・29歳のいずれかと思われるので両歳併記とする。 ●誕生年に5~14年のズレがある。 ●「成務即位前紀」景行46年の皇太子(24歳)記事から誕生年は景行23年である。 ●景行紀の景行51年の皇太子(24歳とする)記事から誕生年は景行28年である。 ●なお、景行紀で皇太子29歳とすると、誕生年は景行23年である。 ●崩御(成務60年、107歳)記事から誕生年は景行14年である。 ●誕生年には5~14年のズレが生じているが、その理由は不明である。 			
14	仲哀	<ul style="list-style-type: none"> ●誕生年に1年のズレがある。 ●皇太子時記事(成務48(178)年、31歳)から誕生年は成務18(148)年である。 ●崩御年時記事(仲哀 9(200)年、52歳)から誕生年は成務19(149)年である。 ●誕生年には1年のズレが生じているが、その理由は不明である。 ●前天皇崩御から即位するまでに1年の空白がある。 ●成務天皇崩御(成務60年、190年)の翌年倭国狭城楯陵に葬してから、翌年即位(仲哀元年、1 92年)している。 ●1年空白の理由は不明である。 ●疑問 ●仲哀天皇は成務18(148)年、19(149)年誕生とされているが、景行紀の日本武尊の崩御は景行 40(110)年、又は44(114)年・30歳とされている。 ●すなわち、仲哀天皇は日本武尊崩御34~39年後に誕生となり、あり得ないことである。 ●「未逮于弱冠」について ●仲哀元年冬十一月乙酉朔条 詔群臣曰「朕未逮于弱冠 *1 而父王既崩之 乃神靈化白鳥而上天 仰望之情一日勿息 是以冀獲白 鳥養之於陵城之池 因以觀其鳥欲慰願情」 (『日本古典文学全集』①400・402頁) ●により、仲哀天皇は父日本武尊は20歳未滿に崩御されたと述べている。 ●これから、日本武尊の崩御年を延すか、又は仲哀の誕生年を遡らすか、いずれかを訂正しなければ整合がとれない。 ●景行紀・仲哀紀は編纂者の編輯に矛盾があり、今後の検討事項である。 			
	神功皇后	<ul style="list-style-type: none"> ●年令は、崩御(神功皇后摂政69年、100歳)のみ記述されている。 ●誕生年は成務40年(170年)である。 		<ul style="list-style-type: none"> ●*1「弱冠」の意味(『大漢和辞典』四卷七〇八頁) 男子二十歳の稱。周制では、男子は二十歳に至れば冠を加へ元服の式を行った。轉じて、二十歳前後の年齢をいふ。としわか。 〔禮、曲禮上〕人生十年曰幼、學、二十曰弱冠、三十曰壯、有室、四十曰強、而仕。 仲哀天皇は次のように述べている。 「朕が廿歳なる前に、父王日本武尊はすでに崩御された。……」(『日本古典文学全集』①401頁) 	
15	応神	<ul style="list-style-type: none"> ●誕生年に1年のズレがある。 ●誕生記事から誕生年は仲哀9(200)年である。 ●皇太子時記事(神功皇后摂政3年、3歳)から誕生年は摂政元(201)年である。 ●誕生年には1年のズレが生じているが、その理由は不明である。 ●皇太子時記事と崩御時記事には整合がある。 ●崩御時記事(応神41年、110歳)から誕生年は摂政元(201)年である。 ●皇太子時記事から誕生年は摂政元(201)年であり、崩御時記事の誕生年と一致する。 			

表4 皇太子時年令掲載表

年令掲載記事		天皇
①	前代天皇紀に掲載	5代孝昭(18)・6代孝安(20)・7代孝靈(26)
②	即位前紀に掲載	初代神武(15)・3代安寧(21)・4代懿徳(16)・8代孝元(19)・11代垂仁(24)・12代景行(21)・14代仲哀(31)・15代応神(3)
③	①②共掲載	9代開化(16)・10代崇神(19)・11代垂仁(24)、13代成務(24, 29)
④	①②共不掲載	2代綏靖

表5 「戊午朔」とする崩御年・皇太子時年・誕生年

区分		崩御年令140歳	皇太子時年令24歳	誕生年
1		垂仁92年(63年)2月戊午朔	垂仁97年(68年)	景行3年(73年)
2		垂仁97年(68年)5月戊午朔	崇神49年(前49年)	崇神54年(前44年)
3		景行3年(73年)閏6月戊午朔	崇神26年(前72年)	崇神31年(前67年)
記事	垂仁紀	乙巳朔 垂仁99年(70年)7月戊午朔	崇神51年(前47年)	崇神28年(前70年)
	景行即位前紀	〃 2月戊寅朔	〃	〃

表6 前天皇崩御の翌年即位される天皇以外の天皇事例

天皇	即位時期	備考
2代綏靖天皇	前代の神武天皇の崩御から4年目に即位	空白3年
3代安寧天皇	前代の綏靖天皇の崩御年に即位	同年
5代孝昭天皇	前代の懿徳天皇の崩御年から2年目に即位	空白1年
8代開化天皇	前代の孝元天皇の崩御年に即位	同年
14代仲哀天皇	前代の成務天皇の崩御から2年目に即位	空白1年

表7 皇太子(太子)時・即位時の記述状況

※ ㊦：天皇即位前紀

天皇	区分	皇太子記事		即位記事	
		太子記載例	皇太子記載例	太子等記載例	皇太子記載例
神武	即位前	年十五 立為太子			
	即位後			天皇即位	
2 綏靖	神武		〇年 立皇子〇尊 為皇太子		
	綏靖		—	尊即天皇位	
3 安寧	安寧		〇年 立〇尊 為皇太子		
	安寧	㊦：〇年 立為皇太子		太子即天皇位	
4 懿徳	安寧		〇年 立〇尊 為皇太子		
	懿徳	㊦：〇年 立為皇太子			皇太子即天皇位
5 孝昭	懿徳		〇年 立〇尊 為皇太子		
	孝昭	㊦：〇年 立為皇太子			皇太子即天皇位
6 孝安	孝昭		〇年 立〇尊 為皇太子		
	孝安	㊦：〇年 立為皇太子			皇太子即天皇位
7 孝靈	孝安		〇年 立〇尊 為皇太子		
	孝靈	㊦：〇年 立為皇太子		太子即天皇位	
8 孝元	孝靈		〇年 立〇尊 為皇太子		
	孝元	㊦：〇年 立為皇太子		太子即天皇位	
9 開化	孝元		〇年 立〇尊 為皇太子		
	開化	㊦：〇年 立為皇太子		太子即天皇位	
10 崇神	開化		〇年 立〇尊 為皇太子		
	崇神	㊦：〇歳 立為皇太子			皇太子即天皇位
11 垂仁	崇神		〇年 立〇尊 為皇太子		
	垂仁	㊦：〇歳 〇以立為皇太子			皇太子即天皇位
12 景行	垂仁		〇年 立〇尊 為皇太子		
	景行	㊦：〇年 立為皇太子		太子即天皇位	
13 成務	景行		〇年 立〇尊 為皇太子		
	成務	㊦：〇年 立為太子			皇太子即位
14 仲哀	成務		〇年 立〇尊 為皇太子		
	仲哀	㊦：〇年 立為太子		太子即天皇位	
15 応神	攝政		〇年 立〇皇子 為皇太子		
	応神	㊦：〇年 立為皇太子			皇太子即位

表8 『日本書紀』・『古事記』の天皇崩御年・崩御年令

- ※1 日本書紀の崩御年令は崩御記事による。
- ※2 日本書紀の崩御年令が崩御記事に掲載されていない場合は皇太子時記事から算出し、()書きで記述。
- ※3 古事記の崩御年：古事記の崩御年干支から算出し、2件記述。

天皇	日本書紀			古事記		
	崩御年・西暦	崩御年令	崩御年(西暦)	崩御年(西暦)	崩御年令	崩御年令
神武	神武76年	前585年	127	—	—	壹佰叁拾柒歳
2 綏靖	綏靖33年	前549年	84	—	—	肆拾伍歳
3 安寧	安寧38年	前511年	57	—	—	肆拾玖歳
4 懿徳	懿徳34年	前477年	(77)	—	—	肆拾伍歳
5 孝昭	孝昭83年	前393年	(114)	—	—	玖拾參歳
6 孝安	孝安102年	前191年	(137)	—	—	壹佰貳拾參歳
7 孝靈	孝靈76年	前215年	(128)	—	—	壹佰陸歳
8 孝元	孝元57年	前158年	(116)	—	—	伍拾柒歳
9 開化	開化60年	前 98年	115	—	—	陸拾參歳
10 崇神	崇神68年	前 30年	120	戊寅年十二月：開化55年(前103年) 崇神55年(前 43年)	—	壹佰陸拾捌歳
11 垂仁	垂仁99年	70	140	—	—	壹佰伍拾參歳
12 景行	景行60年	130	106	—	—	壹佰叁拾柒歳
13 成務	景行	110	30	—	—	—
	成務60年	190	107	乙卯年三月十五日：景行45年(115年) 成務35年(175年)	—	玖拾伍歳
14 仲哀	仲哀9年	200	52	壬戌年六月十一日：成務52年(182年) 攝政42年(242年)	—	伍拾貳歳
15 応神	勅語	攝政69年	269	—	—	一百歳
	応神41年	310	110	甲午年九月九日：応神5年(274年) 仁徳22年(334年)	—	壹佰叁拾歳